

1 会議名 令和7年第3回稲城市農業委員会総会

2 日 時 令和7年3月10日(月)

開議 午後3時00分

閉議 午後3時30分

3 会 場 稲城市役所6階 601、602 会議室

4 出席委員

1 番 松本 一宏

2 番 金井 司

3 番 笹久保 栄人

4 番 笹久保 橋寿

5 番 高橋 一朗

7 番 松本 信之

8 番 佐脇 博吏

9 番 大久保 一弘

10 番 小宮 尚幸

11 番 上原 徳和

12 番 石井 篤司

5 欠席委員

6 番 川村 あや

6 事務局

局長 関口 美鈴

係長 佐藤 江美子

書記 相田 雄太郎

7 議事日程

(1) 会議録署名委員の選出

(2) 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 第8号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

(4) 第9号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(5) 第10号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議 長 ただいまより令和7年第3回稲城市農業委員会総会を開催します。本日は、6番 川村 あや君が欠席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思います、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、9番 大久保 一弘君、10番 小宮 尚幸君を指名いたします。次に日程2、第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

なお、本件については令和7年2月17日に地元委員の笹久保 橋寿委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは本件について4番 笹久保 橋寿君より説明願います。

笹久保(橋)委員 4番委員の笹久保です。本手続きは譲受人と譲渡人の間で私有地の境界を整理するために土地の譲渡を行いたいとのことです。譲受人の所有地は二辺が私道に面していて、平坦な土地ですがやや使いづらい形状です。譲受人本人は息子と共によく畑作業に従事していらっしゃいますので、安心してみていられます。地元委員としては良い方向に向かうという印象です。よって、本件については令和7年2月17日に事務局と現地確認を行った結果、農地法第3条の規定による許可を出して問題のない土地であることを確認しております。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

佐脇委員 今回の申請地は元々譲受人が耕作をしていたのでしょうか。

笹久保(橋)委員 当事者が互いに認識していた農地と公図上の土地の境界にズレが生じていたため、実際の耕作地に合わせる形で整理をするとのことです。

佐脇委員 配偶者と息子は兼業ではないのでしょうか。

笹久保(橋)委員 お二人は別の場所にある所有地を一生懸命耕作されています。

議 長 息子さんは後継者ですか。

笹久保(橋)委員 そのようです。まめに作業に臨んでいます。次男もいますが、そちらはサラリーマンです。

松本委員 譲受人の土地は生産緑地ですか。

事 務 局 そうです。

松本委員 譲り受ける土地は生産緑地に指定する予定ですか。

事 務 局 その予定であると伺っています。

議 長 他に質疑がありませんので、採決いたします。第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第3号議案については承認されました。次に日程3、第8号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局報告願います。

事 務 局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。次に日程4、第9号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局報告願います。

事 務 局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。次に日程5、第10号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について、事務局報告願います。

事 務 局 (報告書をもとに説明する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和7年第3回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時30分閉会)